

日本政策金融公庫 国民生活事業 融資制度

マル経融資制度							
※小規模事業者（常時使用する従業員20人以下（商業・サービス業は5人（宿泊業・フィットネスクラブ及び娯楽業は20人）以下））							
融資の種類	融資の対象者	資金使途	担保・保証人	融資限度	利率(年)	融資期間	取扱窓口
マル経資金 (小規模事業者経営改善資金貸付)	商工会、県商工会連合会の実施する経営指導を6か月以上受けている小規模事業者であって、商工会長の推薦を受けた方 ※融資残高が1,500万円超となる推薦の場合には、所定の事業計画書の添付が必要	運転資金 設備資金	無担保 無保証人	2,000万円	1.11% 平成30年4月1日現在	運転7年以内 設備10年以内 (据置期間) 運転1年以内 設備2年以内	商工会

※生活衛生関係業種：鮎商、製麺業、社交飲食業、料理業、飲食業、食鶏肉販売業、食肉販売業、理容業、美容業、興行、ホテル旅館業、公衆浴場業、クリーニング業を含みます。

セーフティネット貸付

融資対象者	融資の種類	融資限度額	融資期間	利率・その他
社会的、経済的環境の変化などにより、一時的に業況の悪化を来している方	経営環境変化資金	4,800万円以内	運転：8年以内 設備：15年以内 (据置期間)	1.16%～2.30%（平成30年4月1日現在） (担保の有無等によって金利が異なります)。 利率等の詳しい条件については、商工会又は日本政策金融公庫国民生活事業窓口へお問い合わせください。
金融機関との取引状況の変化により、一時的に資金繰りに影響を受けている方	金融環境変化資金	別枠4,000万円以内	運転：3年以内 設備：3年以内	
取引企業などの倒産により、経営に困難をきたしている方	取引企業倒産対応資金	別枠3,000万円以内	運転：8年以内 (据置期間) 3年以内	

中小企業経営力強化資金

融資対象者	資金使途	融資限度額	返済期間	利率	担保・保証人
次のすべてに当てはまる方 ・経営革新または異分野の中小企業と連携した新事業分野の開拓等により市場の創出・開拓を行うとする方 ・自ら事業計画の策定を行い、認定経営革新等支援機関による指導及び助言を受けている方	事業計画の実施のために必要とする設備資金及び運転資金	7,200万円以内 (うち運転資金4,800万円以内)	設備資金：20年以内 運転資金：7年以内 (据置期間) 2年以内	1.16%～2.35% (平成30年4月1日現在)	2,000万円の範囲で無担保・無保証人の利用が可能

※ お使いみち、ご返済期間、担保の有無などによって、異なる利率が適用されます。

メンバーズ保証制度

県下商工会会員の利便性を図る提携保証です

融資の対象	保証限度	保証期間	資金使途	連帯保証人	担保	保証料
県内商工会に6か月以上加入の商工会員 商工会の経営指導を6か月以上受けた非会員	1企業 500万円 但し無担保限度額8,000万円の別枠 申し込みには商工会の「 会員確認証 」が必要です	10年以内	運転資金 設備資金	※原則として法人代表者以外の連帯保証人不要	不要	0.35%～1.8%

経営安定関連保証（セーフティネット保証）

保証の対象	保証限度	保証期間	保証料
売上等の減少（指定業種）、取引先等の再生手続等の申請や事業活動の制限、災害、取引金融機関の破綻等により経営の安定に支障が生じていることについて市町長の認定を受けた中小企業者。認定が必要となりますので、詳しくは商工会へご相談ください。	2億8,000万円 (無担保限度額8,000万円)	10年以内	0.7%以下

※このパンフレットに記載されている融資制度は、保証協会、金融機関による審査の結果、ご希望にそいかなる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

商工会独自の融資

商工貯蓄共済融資制度

融資対象者	融資の使途	連帯保証人	融資限度額	融資期間	融資利率	協会保証
貯共加入者	運転資金 設備資金	1～2名 (審査結果に応じて連帯保証人の追加や物的担保が必要となる場合があります。)	1企業 1,500万円以内	10年以内	貯共積立金の範囲以内 0.515% 1年以内 1.225% 1年超3年以内 1.475% 3年超5年以内 1.725% 5年超10年以内 1.975%	・信用保証協会の所定保証料率による ・積立金の範囲以内は不要

商工会員経営支援ローン（提携ローン）

金融機関	名称	融資対象者	融資限度額	融資期間・返済方法	融資利率	特徴
静岡銀行	しずぎんビジネスサポートローン	会員証明書の発行を受けた法人・個人	6,000万円	5年以内 元金均等返済 (融資期間6ヶ月以内の場合は期限一括返済可)	所定の基準利率をもとに個別に決定	・原則無担保、第三者保証人不要 ・支店長決裁によるスピーディな融資
スルガ銀行	ビジネスアップタムローン	会員証明書の発行を受けた法人・個人	2,000万円 (証書貸付)	8年以内 毎月の分割返済	変動金利 所定の基準金利を基に、個別に決定	・原則、無担保 ・原則、第三者保証人不要 ・所定の基準金利を0.1%引下げ
	ビジネスアップOD		1,000万円 (当座貸越)	1年毎の継続原則として、随時返済		
清水銀行	しみずビジネスローン	会員証明書の発行を受けた法人・個人 業歴2年以上	5,000万円	6ヶ月以上5年以内 元金均等返済	変動金利 同銀行基準金利より0.25%引下げし、個別に決定	・原則無担保 ・第三者保証人不要 原則7営業日以内に回答
静岡中央銀行	ベスト融資	会員証明書の発行を受けた法人 同銀行指定基準に準ずる事業所	5,000万円 (月商の15倍が上限)	1年以内の場合は期限一括返済可 1～5年の場合は元金均等分割返済	1年以内：固定0.90%～ 1年超3年以内 1.20%～ 3年超5年以内 1.40%～	・原則無担保 ・保証人 法人代表者
	しずちゅうクレジットラインリリーフ (当座貸越型：カードローン)	会員証明書の発行を受けた法人・個人 業歴2年以上 信用保証協会利用対象業種 (農林水産業を含む)	500万円	法人：3年、個人：1年 毎月の定率返済(元金の1.60及び利息) ※ATMでの任意(臨時)返済可	固定金利 14.5% (保証料込)	・担保不要 ・保証人 個人事業主…不要 法人…原則代表者
	しずちゅうクレジットラインリリーフ (証書貸付型)			1年以上10年以内 毎月元金均等返済		・担保不要 ・保証人 個人事業主…不要 法人…原則代表者

商工会員向けビジネスローン（全国商工会連合会の提携ローン）

金融機関	名称	融資対象者	融資限度額	融資期間・返済方法	融資利率	特徴
三菱東京UFJ銀行	メンバーズビジネスローン「融活力」	商工会の「会員確認書」発行を受けた会員企業(法人) 業歴2年以上 ※最新決算で債務超過でないこと、また、税金の未納が無いこと ◆対象外のエリアがあります	500万円以上 5,000万円以内 (100万円単位) ※事業資金のみ	1ヶ月～3年以内 (三菱東京UFJ銀行とのご融資のお取引が1年以上のお客様は5年以内) 元金均等返済	実質年率2.1%～9.0% (変動金利) ※通常より0.25%優遇 (遅延損害金実質年率14%)	・原則無担保 ・第三者保証人不要 (代表取締役の連帯保証が必要) ・手数料無料
オリックスクレジット株式会社 (登録番号：関東財務局長12第00170号)(日本資金業協会会員第003540号)	ORIX CLUB CARD	商工会員で20歳～69歳までの業歴1年以上の個人事業主または、法人格を有する事業の代表者	50万円以上 500万円まで ※事業資金のみ	(新残高スライド/元利定額)リボルビング返済または1回払い。返済期間・回数は、ご利用内容によって異なります。 最長9年9ヶ月・117回(500万円をご融資利率14.4%、毎月ご返済額8万円でご利用いただいた場合)	実質年率5.5%～17.3% (変動金利)(遅延損害金実質年率19.9%)	・担保、第三者保証不要。 ・ご利用可能枠内であれば、お借入・ご返済自由のカードローン

●融資利率等は平成30年4月1日現在のものです。経済、金融状況により変更する場合がありますので申込時にご確認下さい。

経営者保証を不要とする取扱いについてのご案内

信用保証協会では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、中小企業者の積極的な設備投資や事業拡大を促すこと等を目的として、一定の要件や法人と経営者との関係の分離状況等によって経営者保証を不要として取り扱う運用を行っております。

また、経営者保証を不要とする保証制度もございますので、詳しくは商工会または静岡県信用保証協会までお問い合わせください。

中小企業 融資制度早わかり

平成30年度



金融のご相談・お申込は

静岡県商工会連合会

TEL(054)255-9811

FAX(054)255-6060

http://www.ssr.or.jp/

静岡県制度融資 ご利用いただける範囲

県内に事業所を有する中小企業者等（個人・会社・組合等）で、次の要件を備えている方が利用できます。

※取扱金融機関、保証協会等による審査の結果、利用できない場合があります。

対象者

- 1 **中小企業者**（中小企業信用保険法第2条第1項第1号、第2号、第5号及び第6号）

業種	資本金	従業員数
製造業・建設業・運送倉庫業	3億円以下	300人以下
※ゴム製品製造業 （自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業（飲食店を含む）	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
※ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
※旅館業	5,000万円以下	200人以下

資本金又は従業員数のいずれか一方が該当すれば対象となります。

- 2 **協同組合等**（中小企業信用保険法第2条第1項第3号、第4号及び第7号から第11号）

- 中小企業等協同組合 ○協業組合 ○商店街振興組合
○生活衛生同業組合 ○酒造組合 等

対象業種

静岡県信用保証協会の信用保証の対象となる業種です。

次の業種以外の業種が対象

- ・農業 ・漁業 ・林業（素材生産業及び素材生産サービス業を除く）
- ・金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く）

※射幸性、遊興性の強い業種（公序良俗に反する業種）や本来的に中小企業として馴染まない業種（宗教など）は、対象外です。

※事業を営むために許可・認可・登録・届出等を必要とする業種は、許認可等（既に申請中であって、許可等を受けることが確実である場合を含む）を受けていることが必要です。

資金使途

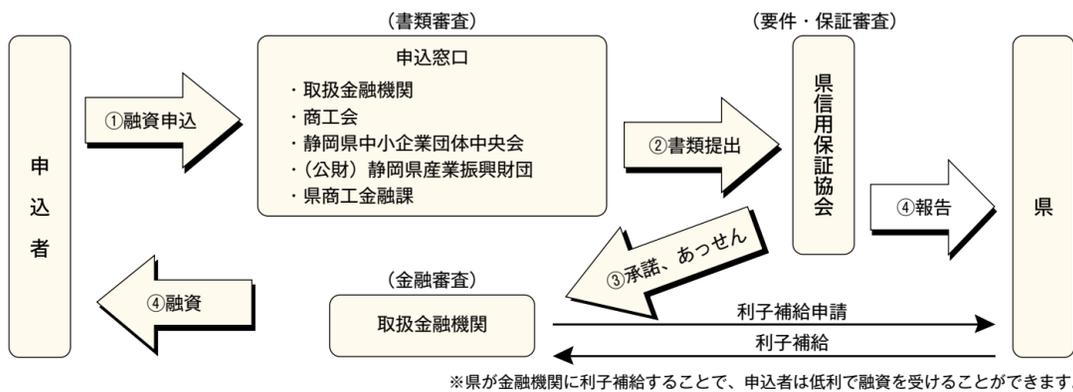
各資金の趣旨に沿った、中小企業者が行う事業の振興に必要な資金（事業資金）です。

対象外

- ・生活資金、住宅資金、投機資金、土地取得資金（地震リスク分散資金及びふじのくにフロンティア推進資金等を除く）等
- ・融資申込前に契約済み又は購入、設置済みの設備
- ・既借入金の借換資金（経営改善資金、小口零細企業貸付、経済変動対策貸付及び開業パワーアップ支援資金の新規借入資金と一本化する同一資金の既借入分、再生企業支援貸付並びに経営力強化資金を除く）
- ・本県外の工場店舗等に要する費用（新分野貸付の海外進出、経営革新計画に基づく海外の事業に要する資金等を除く）
- ・法人設立のための出資金（新分野貸付の海外進出を除く）
- ・「3」、「5」、「7」ナンバーの自動車の購入（タクシー、レンタカー、福祉自動車*等を除く）
*事業として要介護者等の移動のために使用する場合に限る。

手続きの流れ

経営改善資金、開業パワーアップ支援資金、経営安定資金 など



◇一般的な事業資金はこちら

1年以上継続して同一事業を営んでいることが必要です

1 中小企業の方で事業活動の資金が必要なとき【経営改善資金】				
融資対象者	融資限度額	融資期間(据置)	融資利率	協会保証料 (※)市町長の認定が必要です
従業員100人以下（商業・サービス業は50人以下）の中小企業者	設備資金、運転資金 合計5,000万円	10年以内 (1年以内)	1.9%	0.3～1.3% (有担保の場合0.1%割引)
2 小規模企業者の方へ【小口零細企業貸付】				
従業員20人以下（商業・サービス業は5人以下）の小規模企業者	設備資金、運転資金 2,000万円 (既保証残高と合計)	10年以内 (1年以内)	1.8%	0.4～1.5% (有担保の場合0.1%割引)
3 既往の県制度融資を借り換えて、毎月の返済額を軽減したいとき【経営改善資金借換枠】				
県制度融資の既融資残高がある中小企業者、組合（一部の資金を除く）	(一本化) 県制度融資既借入金残高	10年以内 (1年以内)	1.9%	0.3～1.3% (有担保の場合0.1%割引) 経営安定関連保証(※) 1～4号の場合0.6% 5号の場合0.58% 7、8号の場合0.5% 震災緊急保証の場合0.8%(※)
	(新規資金の投入) 県制度融資既借入金残高と合計で5,000万円			
4 短期の運転資金が必要なとき【短期経営改善資金】				
従業員50人以下（商業・サービス業は20人以下）の中小企業、組合（転貸も可）	運転資金 1企業 700万円 1組合 1,500万円 (備考) 転貸の場合、1組合1億円、 かつ1組合員700万円	5か月以内	1.8%	0.3～1.3% (有担保の場合0.1%割引)

◇新規創業者の方はこちら

5、6、7では、成長分野への参入又はこれらの事業の拡充と認められるもの場合、金利の優遇が受けられる可能性がありますので、ご相談ください。【成長産業分野支援貸付】 なお、金利の優遇を受けるには、平成33年2月末までの融資実行が必要となります。
※成長分野:医療福祉機器等、ロボット、航空宇宙、光・電子、環境技術関連、新エネルギー、次世代自動車、スポーツ産業、CNF（セルロースナノファイバー）関連

5 開業パワーアップ支援資金				
融資対象者	融資限度額	融資期間(据置)	融資利率	協会保証料
創業後1年未満かつ当資金未利用者の中小企業者（分社を含む） 事業を営んでいない個人が ①「個人で」又は「会社を設立して」創業したい。	1,000万円	10年以内 (1年以内)	1.5%以内	保証料負担なし
これから創業する又は創業後5年未満の中小企業者（分社を含む）事業を営んでいない個人が ①「個人で」又は「会社を設立して」創業したい。 ②「個人で事業を始めて」又は「会社を設立して」5年を経過していない ③「個人で事業を始め、法人成りして」5年を経過していない等	3,500万円 事業着手前で2,000万円を超える場合、2,000万円に自己資金を加算した額	10年以内 (1年以内)	1.6%以内	0.3～1.3% (有担保の場合0.1%割引) 創業関連保証、創業等関連保証、創業等関連保証、創業等関連保証の場合1.5%以内

◇より積極的な経営を目指す方に

11を除き1年以上継続して同一事業を営んでいることが必要です。

11は平成35年2月末まで、9は平成31年2月末までの融資実行が必要となります。（今後、期限が延長される場合もあります）

6 現在の事業とは別の新しい事業分野に進出するとき【新分野貸付】				
融資対象者	融資限度額	融資期間(据置)	融資利率	協会保証料
従来を継続+新分野に進出（新分野）、県内事業を縮小せずに海外に進出する中小企業者、組合	(注)設備資金、運転資金 合計7,000万円 ただし海外展開の上限は設備資金・出資金5,000万円	10年以内 (1年以内)	1.6%以内	【普通保証】0.3～1.3% 【海外投資関係保証】0.98% (有担保の場合0.1%割引)
7 新しい事業活動又は他企業との連携に取り組み、経営の向上を目指すとき【経営革新等貸付】				
経営革新計画、地域産業資源活用事業計画、農工商連携事業計画、経営力向上計画、地域経済牽引事業計画等について知事などの承認を受け、事業を実施する中小企業者、組合 ※経営力向上計画は、新事業活動のみが対象	(注) 設備資金、運転資金 合計8,000万円	10年以内 (1年以内)	1.6%以内	0.58%

(注)6、7、13については、それぞれの既存融資残高を差し引いた金額が限度額となります。

8 地震災害防止のため、建物の耐震化、商品の転落防止等を行うとき【防災・減災強化資金】				
融資対象者	融資限度額	融資期間(据置)	融資利率	協会保証料
事業所の建替え、改修、設備の補強、商品転落防止、屋外階段などの避難路の整備等の地震災害防止対策BCP（事業継続計画）の策定や実施を行う中小企業者、組合	設備資金、運転資金 合計1億円 (特定建築物の建替え、改修等の場合、10億円)	10年以内 (1年以内) (特定建築物の建替え、改修等の場合、15年以内（5年以内）)	1.6%以内	建替え、耐震補強等 1.035%以内 0.3～1.3% (有担保の場合0.1%割引)
9 地震等に備え建物の移転、分散を行うとき【地震リスク分散資金】				
昭和56年5月31日以前の建物、津波浸水地域、液状化地域の建物などについて、静岡県第4次地震被害想定において想定される被害への対策を行う中小企業者、組合	設備資金（土地取得費を含む）10億円	15年以内 (5年以内)	1.4%以内	0.3～1.3% (有担保の場合0.1%割引)
10 新工ネ・省エネ設備等を導入するとき【新工ネ・省エネ設備等導入促進資金】				
太陽光パネル、高効率照明、自家発電機等の新工ネ・省エネ設備等の導入を図る中小企業者、組合 ※導入設備等によって条件が変わりますので、ご相談ください。	1億円 (天然ガスコージェネレーション導入の場合3億円)	10年以内 (1年以内)	1.6%以内 新工ネ設備特別型の場合1.4%以内	0.3～1.3% (有担保の場合0.1%割引) エネルギー対策保証の場合0.98%
11 ふじのくにフロンティア推進区域において事業を行うとき【ふじのくにフロンティア推進資金】				
ふじのくにフロンティア推進区域における事業に合致するとともに、当該区域の市町との防災協定の締結に向けた協議を行うなど、市町から認められた事業を行う中小企業者、組合	設備資金（土地取得費を含む）10億円	15年以内 (5年以内)	1.4%以内	0.3～1.3% (有担保の場合0.1%割引)
12 事業承継に要する資金が必要なとき【事業承継資金】				
1. 下記のいずれかの要件により後継者に事業を譲渡しようとする者 ① 経営承継円滑化法の認定を受けて事業承継を行う者 ② 事業引継ぎ支援センター又は認定経営革新等支援機関の支援を受けて策定した事業承継計画に基づき事業承継を行う者 2. 前項各号いずれかの要件を満たす者から事業を譲り受ける者	設備資金、運転資金 合計2.8億円	10年以内 (1年以内)	1.6%以内	0.3～1.3% (有担保の場合0.1%割引)
この他に、【13 少子化対策・障害者雇用支援貸付】、【14 クラスタ産業分野支援貸付】があります。				

◇経営の安定化のために

15、17は1年以上、16、18は6か月以上継続して同一事業を営んでいることが必要です

また、19は、国の全国統一制度である経営力強化保証を付するものに限りです

15 売上が減少、原油・原材料高で粗利が減少、金融機関の合理化で借入が減少しているとき【経済変動対策貸付】 利子補給している市町もございますので、詳しくは商工会にお問い合わせください。				
融資対象者	融資限度額	融資期間(据置)	融資利率	協会保証料
売上が減少している中小企業者、組合（以下のいずれかに該当） ・最近3か月（6か月）間の売上高が前年同期比10%（5%）以上減少 ・最近3か月（6か月）間の売上高が2年前又は3年前の同期比15%（10%）以上減少 原油・原材料高により粗利が減少している中小企業者、組合 最近3か月間の売上高に占める原材料等の仕入価格の割合が前年同期を上回り、かつ最近3か月間の粗利益が前年同期比5%以上減少 内外の金融秩序の混乱その他の事象が突発的に生じたことにより、信用保険法第2条第6項に該当することについて、市町長から認定を受けた中小企業者、組合	設備資金、運転資金 合計5,000万円	10年以内 (設備3年以内、運転2年以内)	1.6%	0.28～1.2% (有担保の場合0.1%割引) 経営安定関連保証(※) 2号の場合0.6% 5号の場合0.58% 7号の場合0.5% 震災緊急保証、危機関連保証の場合1.5% 0.8% (※)
この他に、【16 連鎖倒産防止貸付】【17 再生企業支援貸付】【18 中小企業災害対策資金】【19 経営力強化資金】があります。				

○法人で「中小企業の会計に関する指針」に準拠して決算書等を作成している場合、協会保証料が0.1%割引となる場合があります（詳しくは県信用保証協会にお問い合わせください）

○表中の保証料率は、貸付金額に対する表示です